

杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について

近年、いじめ問題は多様化、複雑化し、本区においても、令和5年度にいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が4件発生するなど、難しい状況となっています。

いじめは、児童・生徒の人格形成や心身の健全な成長などにも重大な影響を与えかねない行為であることから、今後のいじめ防止対策をより一層総合的かつ効果的に推進していくために、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルを下記のとおり改定しました。

記

1 杉並区いじめ防止対策推進基本方針（別紙1）の主な変更点

- 項目ごとに、関係するいじめ防止対策推進法の条文を明記（全体）
- 記載内容の更新・注釈の充実（全体）
- 「いじめの解消」の考え方を明記（P3、P4）
- 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施を明記（P10）
- 年3回以上の校内研修の実施を明記（P10）
- 教育相談コーディネーターを中心とした、校内における組織的な教育相談機能の充実を明記（P10）
- 学校いじめ対策委員会の会議録をはじめとする記録の作成・保存を明記（P10）
- いじめ重大事態に係る記載の充実
 - ・ 重大事態の定義を明記（P11）
 - ・ 重大事態への対応を時系列で明記（P12～P13）

2 いじめ対応マニュアル（別紙2）の主な変更点

- いじめの対応のフロー図をトップに掲載（P1～P4）
- 子どもの変化に気付くためのチェックリストを掲載（P9）
- いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども等、それぞれへの対応に関する記載の充実（P10～P14）
- いじめ重大事態に係る記載の充実（P15～P18）
- 組織的ないじめ対応の事例を掲載（P19～P21）

杉並区いじめ防止対策推進基本方針

平成 29 年 8 月 作成
令和 6 年 8 月 改定
杉並区教育委員会

目次

はじめに

1 いじめについての理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの禁止
- (3) いじめの解消

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめを許さない学校をつくる
- (2) 児童・生徒の主体的な行動を促す
- (3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

3 教育委員会におけるいじめ問題に対する取組

- (1) いじめ問題への対策に関する組織・体制
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 日常的な学校への支援
- (4) 未然防止に向けた取組
- (5) 早期発見・事案対処に向けた取組

4 学校におけるいじめ防止等の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校いじめ対策委員会の設置
- (3) 未然防止に向けた主な取組
- (4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組
- (5) 記録の保存

5 いじめの重大事態への対処

- (1) いじめの重大事態とは
- (2) 重大事態の調査の目的
- (3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応
- (4) 区長による再調査

はじめに

児童・生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望をもって、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた多くの人々の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童・生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。その上で、学校の教職員は、被害児童・生徒に寄り添い、断固として、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にする必要がある。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を解決し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

教育委員会及び学校は、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域・関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

杉並区教育委員会

1 いじめについての理解

(1) いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 児童・生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学校へ

児童・生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

3 教育委員会におけるいじめ問題に対する取組

(1) いじめ問題への対策に関する組織・体制

杉並区いじめ問題対策委員会

法第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議及びいじめ重大事態に関する調査報告を行う。

また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために区長の附属機関として設置している「杉並区青少年問題協議会」を法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」に位置付け、それぞれの附属機関が連携を図ることで、いじめ防止等の対策の実効性を確保していく。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 相談窓口の設置

ア 教育SAT (School Assist Team)

「いじめ」等の学校現場の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するための専門チームのことで、指導主事、学校管理職経験者等で構成する。

基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育SATを核として以下の取組を行う。

- ・いじめの防止等のための学校の対応を支援する。
- ・研修を通して、いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
- ・いじめの防止等のための調査や報告を行う。

イ 済美教育センター教育相談室

児童・生徒の教育に関する悩みごとや心配ごと（不登校、いじめ等）について、専門的な立場から総合的な相談支援を行う。教育相談室において保護者の相談やカウンセリング、児童・生徒のカウンセリングや心理療法を行うとともに、電話による相談も行う。

(3) 日常的な学校への支援

ア 関係機関との連携による学校支援

教育SAT、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）が、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、弁護士「学校法律相談事業」（※1）、その他の福祉機関や医療機関等との連携により、学校のいじめ対応を支援する。

（※1）学校法律相談事業

区立学校における法的問題等について、校長及び副校長が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる事業のこと。平成29年4月から開始。

【いじめ防止対策推進法】

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

イ 教職員の研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であることを踏まえ、生活指導主任会、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の教育委員会主催の研修及び研修動画、リーフレット、ふれあい（いじめ防止強化）月間（※1）における取組等の学校における研修を充実し、いじめ問題に対応する教職員の資質・能力の向上を図る。

（※1）ふれあい（いじめ防止強化）月間

学校におけるいじめの認知件数及び対応状況について実施される東京都教育委員会による調査のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(4) 未然防止に向けた取組

ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の推進

各学校が「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「教職員向けチェックリスト」等を活用して、児童・生徒がいじめにあっていないかを確認するよう指導する。

イ 人権教育の充実

人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会及び人権教育担当者連絡会を実施し、教職員の人権意識を高める。また、人権教育推進委員会（※1）による研究等を推進し、

その取組の成果について学校への普及を図る。

(※1) 人権教育推進委員会

学校において人権教育を効果的に実践していくための指導法の開発・普及、先駆的情報の収集や提供活動、人権教育啓発資料の作成等に取り組む。

ウ 豊かな人間性の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」(※1)の取組や、小学校で実施する「スタートカリキュラム」(※2)、中学校で実施する「フレンドシップスクール」(※3)の活動を支援する。

(※1) いのちの教育

いじめ等の問題行動の現状や児童・生徒の心の健康について示された「自殺対策基本法」の施行を受けて、平成20年度から毎年5・6月と9・10月に全区立小中学校で実施しているいのちの大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業及び体験活動、読書感想文コンクール等の取組のこと。

(※2) スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、子供園、幼稚園、保育所等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

(※3) フレンドシップスクール

小学校から中学校に進学した生徒が、新たな学習集団や学習環境等、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の充実した中学校生活の基盤をつくるために実施するもの。

エ 情報モラル教育の推進

携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童・生徒に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる活動を関係機関と連携し支援する。

また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるように、教職員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。

オ 保護者・地域等との連携の促進

地域社会全体でいじめ問題について考え、克服していくために、「道徳授業地区公開講座」(※1)や「セーフティ教室」(※2)、をはじめとする学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う取組等を支援する。また、学校運営協議会(※3)や学校支援本部(※4)と連携し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、地域社会全体で解決する仕組みづくりを推進する。

(※1) 道徳授業地区公開講座

学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的に、東京都教育委員会が平成14年度から実施している事業のこと。

(※2) セーフティ教室

小・中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資するため、東京都教育委員会が平成16年度から実施している事業のこと。

(※3) 学校運営協議会

地域住民や保護者等が、一定の権限を持って学校運営に参画し、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わる合議制の機関のこと。

(※4) 学校支援本部

地域の方々と一緒になって学校の教育活動等を支援するために設置されたボランティアによるネットワーク組織のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第15条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第15条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(5) 早期発見・事案対処に向けた取組

ア 都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせたいじめ調査の実施

東京都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせ、年間3回以上のいじめ調査を実施する。未然防止、課題の改善等にもつながるよう学校の取組を支援する。

イ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、全小中学校に配置したスクールカウンセラー(以下「SC」という)による面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

ウ いじめ相談体制の充実

いじめで悩み、苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、カウンセリングや心理療法等による対応等を行うとともに、教育相談室への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実する。

エ 保護者への支援

保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、東京都教育委員会の発行する「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」における保護者プログラム等を活用する。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第16条第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

4 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

なお、学校いじめ防止基本方針については、学校運営協議会において確認するとともに、HP等で内容を周知する。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する（法第22条）。

組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SCのほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3) 未然防止に向けた主な取組

- ア 児童会・生徒会等による主体的な取組を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。
- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちがいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- エ 年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組

- ア 学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処を行い、解消に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- イ 東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、SCを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。
- ウ 全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。
- エ 教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。
- オ 被害児童・生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して被害児童・生徒への支援を行う。

(5) 記録の作成・保存

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間は経過するまでは適切に保存する。

5 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童・生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(ア) 事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(イ) 被害児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。

なお、被害児童・生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害児童・生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに区長に提出して報告するとともに、杉並区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、東京都教育委員会及び国へ「いじめ重大事態の発生に関する報告について」を提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を依頼し、「杉並区いじめ問題対策委員会」が調査を行う。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害児童・生徒やその保護者への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童・生徒やその保護者に説明する。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(イ) 区長等への報告

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、文書をもって、教育委員会教育長に調査結果を報告する。当該文書を受理した教育長は、この文書等により教育委員会定例会等において調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を区長に提出する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 1 項 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(ウ) 調査結果の公表

当該の学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とするため、個人情報の観点から留意しつつ調査結果を公表する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、被害児童・生徒への支援や加害児童・生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。

いじめ対応マニュアル

私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育

令和6年8月
杉並区教育委員会

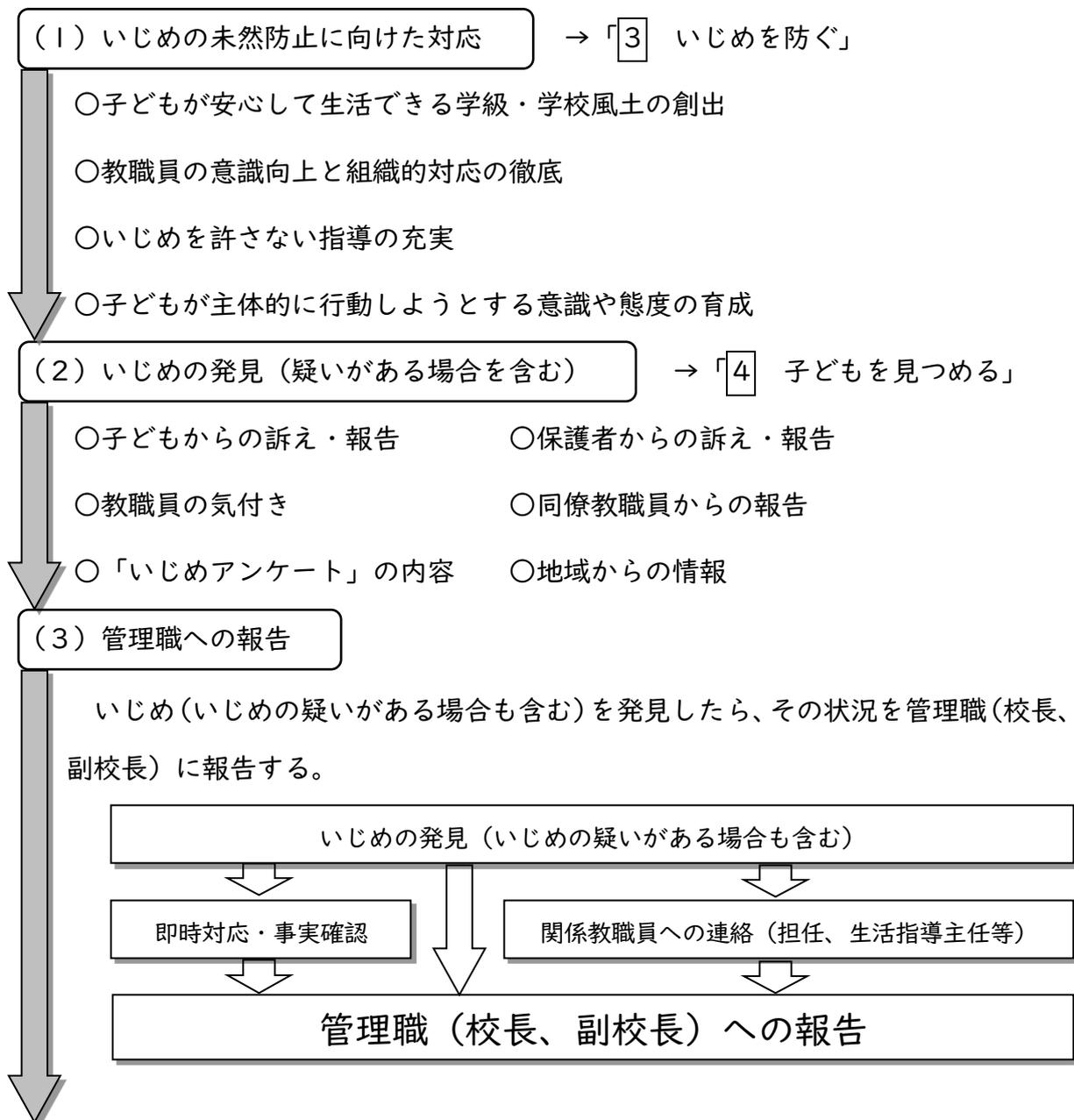
Ⅰ いじめの対応

～いじめの発見から組織的な対応まで～

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見した場合、その状況等を適時適切に管理職（校長、副校長）に報告し、一人で抱え込まず組織的な対応を図ります。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、以下の（２）～（６）の取組を通して「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から、必ず記録を取り、全教職員が確認できる方法でファイリングしておきます。

<いじめ対応の手順>



※ いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、管理職（校長、副校長）に確実に報告・相談する。

(4) 学校いじめ対策委員会等の開催

校長は、いじめの発見後、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて設置した「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。メンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加えておき、いじめの実態・緊急性に応じて、スクールカウンセラー以外にスクールソーシャルワーカー等の必要な人選を行うなど、状況に応じて柔軟な対応を図る。 ※「学校いじめ対策委員会」は必ず会議録を作成する。

学校いじめ対策委員会
※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC等
※必要に応じてSSW等も加える。

(5) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを「学校いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

- 緊急性（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度）を確認し、子どもの安全を最優先とする。
- その段階で把握している情報をもとに、対応方針（いつ、だれが、どのように対応するのか）を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の把握

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは、複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。 ※「事実確認」と「指導」を区別する。

○聞き取った情報（発生日時、場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担 → 「5」 具体的な対応

- いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援
- いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導
- 傍観したり周囲にいたりした子どもと、学級や学年等の集団全体への指導
- 保護者への対応

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

→ 「6」 いじめ重大事態発生時の対応

- 済美教育センターへの報告
- 関係諸機関（杉並区内警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所等）への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとしてされている。

この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講ずることとなる。

【出席停止措置までの流れ】

○出席停止について

- ・学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
 - ・出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童・生徒の学習権を確保することが目的である。
- なお、安易な出席停止は避けなければならない。

○出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・いじめ防止対策推進法第23条4項では、いじめを行った児童・生徒について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、個別学習を行うこと等が考えられる。
- ・それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講ずることとなる。

(6) いじめの解消

いじめを受けた子ども・保護者に対して、苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ解消の判断基準】

- いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

(7) 定期的な経過観察・確認の実施

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもを継続的に観察していく必要がある。

ア 観察経過

いじめが解決した後、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの人間関係を継続して観察する。

イ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用したいじめを受けた子どもへの配慮
- 学校いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた子どもの情報交換

2

いじめを知る

～いじめ対応の基本的な考え方～

(1) 定義に基づく確実ないじめの認知

- 「いじめ」かどうかは、いじめを受けた子どもの側に立って判断すべき

いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義

- ・ 行為をした者（A）も、行為を受けた者（B）も児童生徒であること
- ・ AとBの間に一定の人間関係があること
- ・ Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- ・ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

現行の法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

- 教員の主観で子ども同士の「トラブル」と判断してはいけない

学校では、子ども同士の「トラブル（もめごと）（いざこざ）（いさかい）」は日常的に起こります。仲のよい友達同士の間で起きたことでも、その中で誰かが苦痛を感じていれば、「トラブル」ではなく「いじめ」として対応します。

- 教員の先入観が「いじめ」を見逃すこともある

教室の中に漂う雰囲気や違和感は、教員が常に問題意識をもたない限り察知できませんが、経験のある教員でも一人の見立てには限界があります。ですから、問題意識を組織で共有し、多角的な視点から指導に結び付けることが大切です。

(2) 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- 対応方針の決定と保護者への伝達

学校は、「いじめ」や「いじめの疑いがある状況」を認知したら「学校いじめ対策委員会」を開催し、対応方針を協議して決定します。その後、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と、決定した対応方針を丁寧に説明します。

○ 「いじめ」を受けた子どもの安全確保

学校は「いじめ」を受けた子どもの安全確保を最優先にしなければなりません。保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談や登下校時の付き添い、休み時間の見守り等、「いじめ」を受けた子どもに寄り添い、教職員全員で「いじめ」を受けた子どもを守り抜く姿勢を明確にします。

○ 確実な事実確認の実施

学校は「いじめ」の解決に向けた指導を子どもに行う前に、当該の「いじめ」の事実を確認します。この事実確認のための調査は、対応方針の一つとして「学校いじめ対策委員会」で実施方法等を協議して決定するものです。調査には、関係の子ども、教職員、保護者等からの聞き取りや、いじめアンケートの確認等があります。

○ 「謝罪させる」指導だけでは「いじめ」の解決にも再発防止にもならない

調査を行って「いじめ」の行為が明らかになったら、「いじめ」を行った子どもへの指導と、その保護者への事実の説明等を行います。また、その結果について、「いじめ」を受けた子どもとその保護者へ説明し、理解と協力を得て謝罪の場を設ける等の対応をします。その際、謝罪の場を設けて終わりではなく、互いの子どもが安心して学校生活を送ることができるように、次の点に留意します。

- ・「いじめ」を受けた子どもの保護者に対して

子どもの安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明 等

- ・「いじめ」を行った子どもの保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼 等

◎相手の心の痛みに関心させることで内省につなげる

いじめを行った子どもには、いじめを受けた子どもの立場、辛さ、悔しさを考えさせることが大切です。具体的な場面を振り返らせながら、自分が相手の立場であればどう感じたかを想像させます。相手の心の痛みへの共感性を育て、子どもの内省につなげます。

(3) 組織として、問題意識・課題意識をどう高めるか

例えば、下校時に、いつも一緒に帰る子どもたちと離れ、廊下を一人で歩く子どもの様子を見かけたとします。そこで、教職員の多くが「いつもと違う。何かあったのか。」と感じ、すぐに「どうしたの。」と声をかけることができる学校は、組織としての児童生徒理解、課題の把握ができていと言えます。

◎校内の組織的な指導体制が機能しない場合に考えられる原因

- ・子どもの理解の不足（限られた視点、情報のみで子どもを見ている）
- ・学校の指導方針の共通理解不足（教員間、学年間で指導方針がそろわない）
- ・教員間のコミュニケーション不足（教員同士の意思疎通や実践の機会が少ない）
- ・教員の力量に頼る指導が中心
（教員個々の判断、対応に終始し、抱え込みを容認している）

3 いじめを防ぐ

～いじめの未然防止に向けて～

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

(1) 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出

- 子どもが主体となった魅力ある授業の実現
- 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
- よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- 子どもと教職員の信頼関係の構築
- 教育相談コーディネーターを中心とした、校内における教育相談機能の充実

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- コミュニケーションを図りやすい職場づくり
- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と保護者、地域への周知
- 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- 年3回以上の「いじめに関する研修」の実施
- PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(3) いじめを許さない指導の充実

- いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施
- 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- SOSの出し方に関する教育の推進

(4) 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- 互いに認め合う態度を育む取組
- 子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- 取組の推進役を担うことができるリーダーの育成
- 児童会・生徒会活動による取組
- ふれあい（いじめ防止強化）月間における学校、保護者、地域、関係機関の連携による取組の推進

4 子どもを見つめる

～教職員向けチェックリストの活用～

1 表情・態度

- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 身体に原因が不明の傷などがある。
- 色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。
- けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが外れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- 鞆や筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- 一人でいたり、泣いていたりする。
- 忘れ物が急に多くなる。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 休み時間に校庭に出たがらない。
- 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。
- 他の子どもから言葉掛けをされない。
- 教室に遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- 遊びの中に入っていない。
- 友達から不快に思う呼び方をされる。
- 特定のグループと常に行動を共にしている。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループでの作業の仲間に入っていない。
- よくけんかをする。

6 教職員との関係

- 教職員と目線を合わせない。
- 教職員と関わろうとせず、避ける。
- 教職員との会話を避ける。

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】(令和3年2月 東京都教育委員会) 上巻 P94」より

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。前のページに挙げたのは、子どもからの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から子どもを見つめ、「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々な情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組みます。

5 具体的な対応

(1) いじめを受けた子どもに対して

どんな理由があっても、徹底していじめを受けた子どもの立場に立って対応します。教師は聞き役に徹して、いじめを受けた子どもの辛い気持ちを理解するように努めます。

また、家庭と連携して子どもを丁寧に見守るとともに、子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、個人面談や「いじめアンケート」、生活ノート等を通して継続的に支援することが大切です。

<対応のポイント>

- ①最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応し、最後まで絶対に守るという意志を、いじめを受けた子どもや保護者に伝える。
- ②子どもの意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体的なプラン（教室での見守りや登下校の方法、校内巡視指導等）を立てる。

※ 一時的避難として、いじめを受けた子どもを別室登校させる場合も考えられるが、別室登校等の指導は、いじめを行った子どもや観衆であった子どもに対して内省を促すために必要な措置とすべきである。

- ③心のケアや登下校、休み時間の見守り等、具体的な取組を教職員で分担する。
- ④医療や福祉等の関係機関と連携して、いじめを受けた子どもへの支援を行う。
- ⑤当該の子どもと保護者に対して、学校の取組の経過等を定期的に伝える。

<継続的な支援>

- ①個人面談や「いじめアンケート」等を定期的に行い、生活ノートを確認するなどして、いじめの状況の改善等、不安や悩みの解消に努める。
- ②自己肯定感が回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を活用し、いじめを受けた子どもの継続的な心のケアに努める。
- ④定期的に家庭と連絡を取り、学校や家庭での様子について情報交換しながらきめ細かに経過観察を行う。

(2) いじめを行った子どもに対して

※「調査」と「指導」は分けて行います。

いじめを行った子どもに対しては、まず、いじめを行った動機や気持ちを丁寧に聞くことが大切です。学校での友人関係や家庭環境に変化があるのではないかなど、いじめを行った子どもの背景に細心の注意を払いながら、いじめの全体像を把握します。その上で「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れることを最優先に取り組みます。

<対応のポイント>

- ①聞き取りを行った内容について確認し、動機や気持ちを徹底的に聞く。
(何があったのか、どんな行動をとったのか、いつごろからか、どんな時に、どこで、誰と、どんな気持ちで、何が気に入らなかったのかなど、確認しながら記録し、内容に齟齬や異論がないかを確認する。)
- ②相手の心の痛みを理解させ、今後、どのように行動する必要があるか、じっくりと考え、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ③当該の子どもが理解しない場合は、話し合いの機会を多く持ち、理解できるよう様々な面から繰り返し粘り強く指導することにより、精神的な成長を促す。
- ④「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為については、児童相談所や警察と連携する。また、いじめを受けた子どもの安全が確保できない場合は、出席停止等の措置も視野に入れた指導を行う。

<継続的な指導・支援>

- ①いじめを行った子どもの気持ちを受け止め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、済美教育センター教育相談等を活用し、いじめを行った理由や欲求不満等を取り除くように継続的な指導を行う。
- ②生活ノートや個人面談、「いじめアンケート」等を通して、いじめを行った子どもの成長を確認し、継続的に観察していく。
- ③授業や学級活動（ホームルーム）等をとおして、自己肯定感や規範意識が向上できるように指導していく。
- ④校内において他の子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効であると判断される場合、教育委員会や保護者の十分な共通理解のもと、学校全体でその体制をつくる。

※ いじめを行う子どもは、相手の心の痛みを理解していない場合が多い。ロールプレイング（役割演技）等を通して、相手の気持ちに気付かせる指導も考えられる。

(3) 傍観したり周囲にいたりした子どもに対して

いじめは、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもだけの問題ではなく、周囲の子どもの態度によって助長されたり、抑止されたりします。当事者だけでなく、周囲にいる傍観者の存在が大きいことを子どもに理解させるため、様々な教材を活用し、いじめを受けた子どもの気持ちを考えさせる指導が必要です。

<対応のポイント>

- ①いじめを周りではやしたてる行為はもちろん、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめを行う子どもと同じであることを確実に指導する。

※いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というものではなく、辛い立場にいる人を救うことであり、人間として当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させる。

- ②道徳教材等を活用し、思いやりの心や正義感が育つように指導する。

- ③「命」を大切にする教育を推進し、豊かな心が育まれるように取り組む。
- ④子ども自らが、児童会・生徒会活動等を通して、いじめの防止や解決に取り組めるように支援する。

<継続的な対応>

- ①学級活動や学校行事等を通して、いじめの問題を自分の問題として考えさせ、自己理解や仲間意識・連帯感が深まるように指導する。
- ②いじめが解決したと思われる場合でも、十分に注意を払い、継続して指導を行っていく。
- ③「いじめアンケート」の定期的な実施など、子どもの実態をきめ細かく把握する。
- ④いじめを許さない集団づくりに取り組む。

※望ましい人間関係を形成する力を養うための活動として、異年齢集団による活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動も考えられる。

(4) 関係する子どもの保護者に対して

保護者は子どもがいじめを受けていても、いじめを行っていても、事実を知ることによって辛い気持ちになります。保護者に連絡する際、事実確認や指導の方針を確実に伝え、理解してもらうために、丁寧に説明することが大切です。

<対応のポイント>

- ①保護者に事実を正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。
- ②家庭との連絡を密にし、一緒に解決してもらえるように共通理解する。
- ③不安なことや気にかかることがあれば、すぐに学校に連絡するようにお願いします。
- ④解決した後も定期的に学校の様子を報告する。

※ いじめを受けた子どもの心情の受け止め、好ましくない声かけ（「やられたらやり返してこい」「負けるな、頑張れば強くなる」等）はしないようお願いします。

※ いじめを受けた子どもに対する謝罪の意思を、いじめを行った子どもの保護者にも理解してもらった上で、早期解決を図るため、謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していくことが重要である。

(5) P T Aや保護者・地域との連携

<保護者への連絡と協力要請>

- ①いじめ問題について情報等を必要に応じて提供し、家庭での様子を見てもらうようお願いする。
- ②いじめ問題の態様によっては、保護者会等を持ち、学校と保護者の情報交換や意見交換の機会を設ける。
- ③いじめ問題をなくすためには、周りの子どもや保護者が当事者意識をもって、関心を抱くことが不可欠であることを啓発する。

<地域との連携>

学校運営協議会や学校支援本部、関係機関等との連携を密にしながら、必要に応じて情報を共有する。

(6) 教育委員会との連携

いじめを認知した際、学校は、学校いじめ対策委員会で対応を協議し、必要に応じて済美教育センター教育SATに報告します。その上で、連携・相談しながら、学校の体制を整え、迅速かつ的確に対応します。

6

いじめ重大事態発生時の対応

(1) 重大事態について

早めの一報と連携がポイント

「重大事態」は学校だけで判断することなく、済美教育センターへ相談します。

【重大事態】とは・・・

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

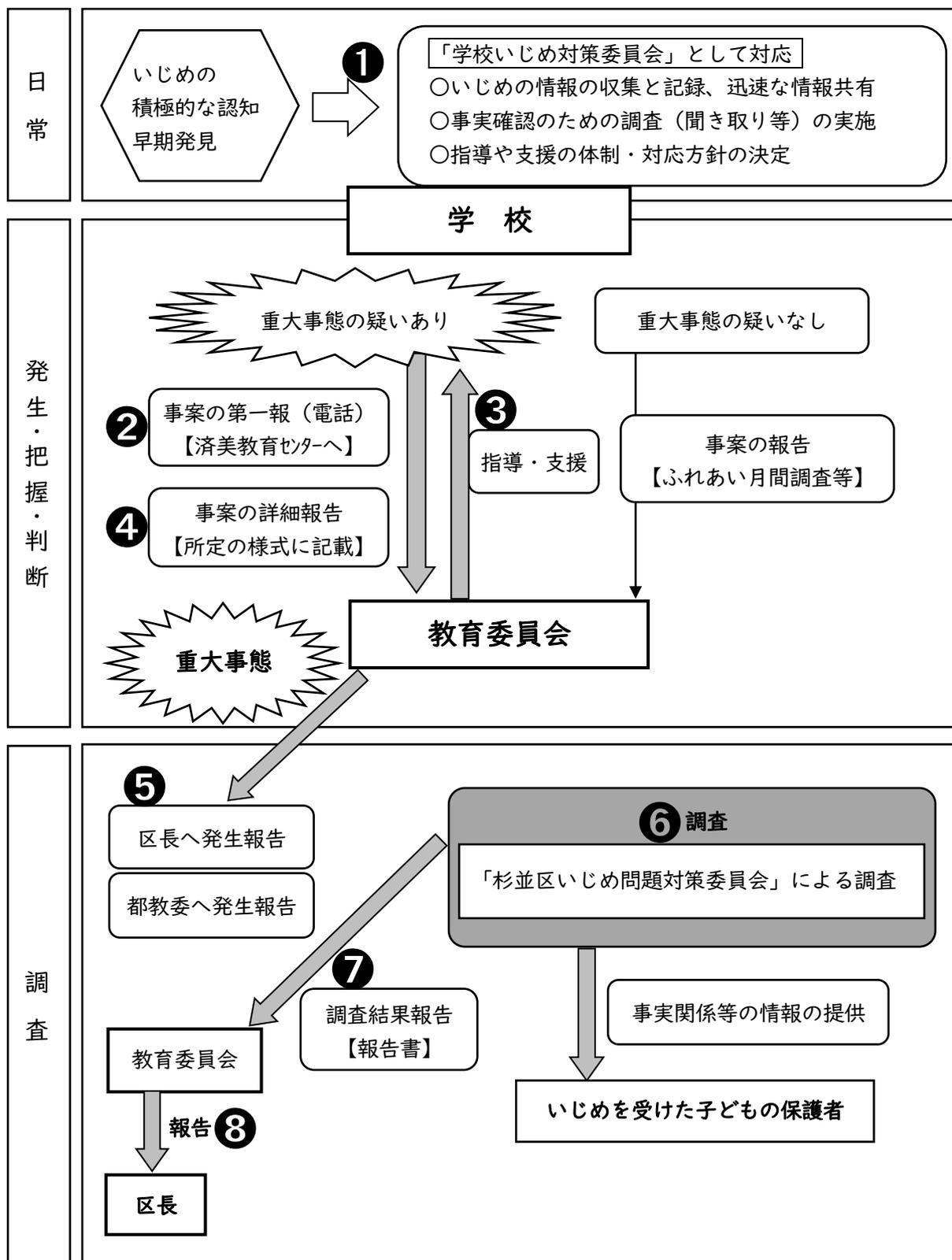
例：児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、
金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

欠席日数年間 30 日が目安。連続して欠席の場合は 30 日に達しなくても迅速に対応する。

※ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) いじめ重大事態対応フロー図



(3) 重大事態発生の報告等

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れ、いじめの概要と学校で把握している事実を伝えた上で、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出します。

その際、学校は、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態の調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う必要があります。

(4) 調査の実施

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、以下のとおり調査を実施します。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が実施する調査に協力することになります。

ア 調査の趣旨

- いじめの事実関係を明確にするため、また、再発防止につなげるため

イ 調査の内容

- いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか
- 教職員はどのように対応したか、適切であったか

ウ 調査の方法・対象

- 誰を対象とするか、どのような方法で実施するか、十分検討する。
- 調査方法について、いじめを受けた子ども・保護者に対して説明し、理解を求める。

<調査方法>

- (ア) 聞き取り (イ) アンケート (ウ) 各種記録 など

<調査対象>

- (ア) いじめを受けた子ども・いじめを行った子ども (イ) 他の子ども
- (ウ) 保護者 (エ) 教職員等

(5) 調査結果の説明等について

いじめの重大事態の調査を行った場合、区教育委員会は、その調査結果を、いじめを受けた子どもと保護者に対して説明します。

また、区教育委員会は、いじめを受けた子ども・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども・保護者に対していじめの事実関係について説明します。

学校は、いじめを行った子どもが抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせるとともに、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させ、再発防止に努めます。

(6) 調査結果の公表等について

調査結果を公表するか否かは、区教育委員会として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども・保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に考慮して適切に判断します。(特段の支障がなければ公表することが望ましい。)

区教育委員会は、いじめを受けた子ども・保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

(7) 再発防止に向けた取組について

学校は、調査により明らかにされた事実と誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

また、全教職員の共通理解のもと、子どもたちの安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向けた迅速な対応が必要となります。「これまで行ってきた学校のいじめ対策の取組に問題はなかったか」「組織の体制として、不足していることは何か」等について協議し、出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全教職員で共通理解します。

新たな事案の未然防止に向けて、組織一丸となって取り組む必要があります。

7 組織的ないじめ対応の事例

(1) 事例の概要

ア 関係児童

- 【被害】 小学5年男子A（1名）
- 【加害】 小学5年男子B、C、D（3名）

イ いじめの概要

- 小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者から学級担任に相談があった。
- Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

(2) 事態の経緯及び対応

ア いじめの発見

- 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、学校いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
- 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに学校いじめ対策委員会を開催した。対策委員会では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

イ 情報共有

- Aの聞き取り後、対策委員会でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認した。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校はB、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

ウ いじめに該当するか否かの判断

対策委員会では情報を整理し、本件の「言葉による嫌がらせ」はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

エ 関係保護者への報告及び謝罪と見守り

学校は、対策委員会での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している。

(3) 本事例について

ア いじめ防止対策推進法の視点から

- 担任は、保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で学校いじめ対策委員会へ報告しています。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）でも速やかに行うこととされており、直ちに学校いじめ対策委員会が開催されたことによって、組織的な対応をとることに

繋がっています。

- 被害児童及び加害児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数人で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられます。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされています。本事案においても、Aからの聞き取りを受け、いじめと対応する方針を、学校いじめ対策委員会において決定しており、基本方針に則った対応が行われています。

イ いじめの判断の視点から

学校いじめ対策委員会において、本事例における「言葉による嫌がらせ」は被害児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめとして認知し、対応を判断しています。加えて、SNSでの仲間はずしについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられます。

「いじめ対策に係る事例集（平成30年9月 文部科学省）P22.23」より